

嘉手納町わがまち特例一覧【R8.4.1現在】

No.	対象資産	取得時期 の要件	適用期間	特例率 ※課税標準額に 乗じる割合	根拠法令		その他添付書類 (写し可)
					地方税法	嘉手納町 税条例	
1	家庭的保育事業の用に供する資産 【家屋・償却資産】	—	期限なし	1/2	第349条の3 第27項	第61条の2 第1項	事業の認可を受けたことを証する書類
2	居宅訪問型保育事業の用に供する資産 【家屋・償却資産】	—	期限なし	1/2	第349条の3 第28項	第61条の2 第2項	
3	事業所内保育事業（利用定員5人以下） の用に供する資産【家屋・償却資産】	—	期限なし	1/2	第349条の3 第29項	第61条の2 第3項	
4	水質汚濁防止法等 汚水又は廃液処理施設 【償却資産】	R 6. 4. 1～ R 10. 3. 31	期限なし	1/2	附則第15条 第2項第1号	附則第6条の2 第1項	・汚水又は廃液処理施設、下水道除害施設の設備であることが分かる書類 ・設置許可証
5	水質汚濁防止法等 下水道除害施設 【償却資産】	R 6. 4. 1～ R 10. 3. 31	期限なし	4/5	附則第15条 第2項第5号	附則第6条の2 第2項	
6	津波防止地域づくりに関する法律に規定 する指定避難施設避難用部分【家屋】	H30. 4. 1～ R 9. 3. 31	5年間	2/3	附則第15条 第21項第1号	附則第6条の2 第3項	指定避難施設に指定されたことを証する書類
7	津波防止地域づくりに関する法律に規定 する協定避難用部分【家屋】	H30. 4. 1～ R 9. 3. 31	5年間	1/2	附則第15条 第21項第2号・3号	附則第6条の2 第4項・第5項	管理協定に係る書類
8	津波防止地域づくりに関する法律に規定 する指定避難用償却資産【償却資産】	指定日以降	5年間	2/3	附則第15条 第22項第1号	附則第6条の2 第6項	指定避難施設に指定されたことを証する書類
9	津波防止地域づくりに関する法律に規定 する協定避難用償却資産【償却資産】	締結日以降	5年間	1/2	附則第15条 第22項第2号	附則第6条の2 第7項	管理協定に係る書類

嘉手納町わがまち特例一覧【R8.4.1現在】

No.	対象資産		取得時期 の要件	適用期間	特例率 ※課税標準額に 乗じる割合	根拠法令		その他添付書類 (写し可)
						地方税法	嘉手納町 税条例	
10	電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に規定する認定発電設備 【償却資産】	太陽光発電設備（ペロブスカイト太陽電池に限る）	R 8. 4. 1～ R 11. 3. 31	3年間	1/2	附則第15条 第24項第1号イ	附則第6条の2 第8項	・再生可能エネルギー事業者 支援事業費補助金交付決定 通知書 ・出力規模、取得時期が分かる 書類
11		特定水力発電設備（5,000kw未満）	R 8. 4. 1～ R 11. 3. 31	3年間	1/2	附則第15条 第24項第1号ロ	附則第6条の2 第9項	・経済産業省が発行した固定価格買取制度に係る認定通知書 ・出力規模、取得時期が分かる 書類
12		特定地熱発電設備（1,000kw以上）	R 8. 4. 1～ R 11. 3. 31	3年間	1/2	附則第15条 第24項第1号ハ	附則第6条の2 第10項	
13		バイオマス発電設備（10,000kw未満）	R 8. 4. 1～ R 11. 3. 31	3年間	1/2	附則第15条 第24項第1号ニ	附則第6条の2 第11項	
14		特定風力発電設備（海洋再生 エネ法）	R 8. 4. 1～ R 11. 3. 31	3年間	2/3	附則第15条 第24項第2号	附則第6条の2 第12項	
15		特定風力発電設備（湾岸法） （地球温暖化対策推進法） （農林漁業発展再生推進法）	R 8. 4. 1～ R 11. 3. 31	3年間	2/3	附則第15条 第24項第3号イ	附則第6条の2 第13項	
16		特定地熱発電設備（1,000kw未満）	R 8. 4. 1～ R 11. 3. 31	3年間	2/3	附則第15条 第24項第3号ロ	附則第6条の2 第14項	
17		特定水力発電設備（5,000kw以上）	R 8. 4. 1～ R 11. 3. 31	3年間	3/4	附則第15条 第24項第4号	附則第6条の2 第15項	

嘉手納町わがまち特例一覧【R8.4.1現在】

No.	対象資産	取得時期 の要件	適用期間	特例率 ※課税標準額に 乗じる割合	根拠法令		その他添付書類 (写し可)
					地方税法	嘉手納町 税条例	
18	新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅 【家屋】	H27.4.1～ R9.3.31	5年間	2/3	附則第15条の8 第2項	附則第6条の2 第16項	・ サービス付き高齢者向け住宅 の登録を受けた旨の通知書 ・ 補助金交付決定通知書 ・ 家屋に関する図面等
19	長寿命化に資する大規模修繕工事が実施された 一定の要件を満たすマンション【家屋】	R5.4.1～ R9.3.31	1年間	1/3	附則第15条の9 の3第1項	附則第6条の2 第17項	・ マンション管理士当が発行した、 長寿命化に資する大規模修繕工 事であることを証明する書類等 ※修繕工事完了後3月以内に申告し てください。
20	利便性向上改修特別特定建築物【家屋】	R8.4.1～ R11.3.31	2年間	1/3	附則第15条の11 第1項	附則第6条の2 第18項	・ 既存建築物バリアフリー改修事業に 要する費用に係る政府の補助を受けて いる旨を証する書類、建築物移動等円 滑化基準等に適合する旨を証する書類 等（利便性等向上改修工事が完了した 日から3月以内に申告してください。）

※必要書類

1. 土地の登記簿謄本・公図（特例対象資産が土地の場合）
2. 建物の登記簿謄本・建物図面（特例対象資産が家屋の場合）
3. 償却資産申告書・種類別明細書（特例対象資産が償却資産の場合）
4. 事業を実施している部分とその面積が分かる図面（特例対象資産が土地または家屋の場合）
5. その他添付書類（写し可）